審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令番号	昭和２８年法律第１４号
手続名	向精神薬営業者免許の再交付	根拠条項	第５０条の４

審査基準

向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（以下「向精神薬営業者」という。）の免許証の再交付は、麻薬及び向精神薬取締法第５０条の４において準用する第１０条の規定に基づき審査し、適合している場合に免許証の再交付を行う。

１　向精神薬営業者免許の再交付申請

向精神薬営業者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、３０日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、県知事に、免許証の再交付を申請しなければならない。

２　向精神薬営業者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、３０日以内に、県知事に、その免許証を返納しなければならない。

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間　１０日 標準経由期間　７日	目次No.	２４

審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　薬務課